

平成 28 年度地域密着型サービス整備・運営事業者公募要領

(地域密着型介護老人福祉施設)

平成 28 年 4 月

中新川広域行政事務組合

<目 次>

1	公募の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	公募する地域密着型サービス事業及び地域・・・・・・・・	3
3	応募要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	整備事業者の選定方法及び審査基準・・・・・・・・	6
6	選定事業者による地元説明会等の開催について・・・・・・・・	6
7	公募から開設までの想定スケジュール・・・・・・・・	7
8	施設整備費に係る補助金等について・・・・・・・・	7
9	提出書類の作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10	注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1 公募の趣旨

中新川広域行政事務組合では、第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）に基づき地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

今回は、地域密着型介護老人福祉施設の整備を計画している事業者を対象に公募を行い、中新川広域行政事務組合地域密着型サービス指定候補事業者審査委員会の審査を経て選定するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業及び地域

サービス種別	整備数	定員及び形態	対象地域
地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム）	1箇所	定員 29 人 （ユニット型）	中新川全域

3 応募要件

- (1) 応募者は社会福祉法人であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）及び関係法令等の基準を満たしているか、選定までに満たす見込みのあること。また、法に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (3) 暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者又は暴力団員と密接な関係を有している者が役員となっている法人若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する法人でないこと。
- (4) 整備予定地が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令の基準を満たしていること。
- (5) 当該整備予定地は、地域との交流を図ることが期待できる場所であること。
- (6) 事業所開設にあたり当該整備予定地区及び隣接する地区の同意が得られていること、又は選定までにそれが確実であること。
- (7) 当該整備予定土地・建物が借地・借家である場合は、抵当権が設定されていないこと及び賃貸借契約期間が借地では20年以上、借家では10年以上となっていること、又は選定までにそれが確実であること。
- (8) 選定後、速やかに施設整備に向けた準備ができること及び指定された期間内に工事が完了し、サービス提供が開始できる見込みであること。
- (9) 平成30年3月末日までに施設整備が完了し、かつ本組合の完成検査を終え、平成30年4月1日にサービスの提供が見込めること。

4 応募方法

本公募への応募を希望する場合、①地域密着型サービス指定候補事業者事前審査申請書、②開設提案書、③事業運営書、④誓約書等を提出していただき応募の意思を確認させていただくと共に、事業計画等をご提案していただきます。

提出書類等については次のとおりです。

(1) 事前審査申請書等の書類の提出と期間

提出書類	提出期間
①事前審査申請書 (様式第1号)	平成28年6月20日(月) ～平成28年6月30日(木) 受付時間 8:30～17:15 (土日、祝日 及び閉庁日を除く) ※ 期限厳守 ※ 電話で予約の上直接お持ちください。
②開設提案書 (様式第2号)	
③事業運営書 (様式第3号)	
④法人代表者等誓約書 (様式第4号)	
⑤同意状況一覧表 (様式第5号)	
⑥実施予定事業の計画(別紙5使用可)	
⑦定款又は寄付行為(写し)	
⑧法人登記簿謄本(原本及び写し)	
⑨法人概要	
⑩基本計画図面(位置図、施設配置図、 各階平面図、立面図、現況写真等)	
⑪施行計画(事業スケジュール)	
⑫資金計画書	
⑬法人決算書及び決算付属書一式 (⑥～⑬の様式は任意)	

(2) 提出及び問合わせ先

提出及び問合わせ先
〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242番地 中新川広域行政事務組合 介護保険課 保険業務係 TEL 076-464-1316 FAX 076-463-3199

(3) 提出部数

正本1部、副本9部を作成し提出願います。正本及び副本は、審査資料作成都合のため、A4片面刷りとし、書類毎にインデックスを付した白紙の仕切りを挟み、フラットファイル等に綴じて提出願います。

(4) 提出書類の取り扱い

① 提出書類の著作権

事前申請に係る事業運営書等や添付書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、中新川広域行政事務組合は、審査及び諮問のため又は補助金事務等のため必要な場合、無償で利用できるものとします。

② 提出書類の返却及び公表

提出された書類は返却しません。なお審査及び諮問又は補助金事務等に必要な場合を除き、公表については応募者の意見を聴き可否を判断するものとします。

③ 提出書類の差替え等

提出期間を過ぎてからの差替え及び追加提出、再提出は認めません。ただし、審査に必要な範囲で、事務局から書類の追加又は差替えを求めることがあります。

④ 虚偽記載

提出書類に虚偽の記載を認めた場合、応募を無効とするとともに、所要の措置をとることがあります。

⑤ 応募費用等

応募申請に要する費用は、応募者の負担とします。また、選定後の事業計画の頓挫又は選定されなかったことによる一切の損害等について、中新川広域行政事務組合は責任を負いません。

⑥ 応募の辞退

申請提出後に辞退する場合には、辞退の届出書（任意様式）を提出願います。なお、選定後の辞退、整備時期の変更等については、中新川広域行政事務組合の介護保険事業計画及び整備計画の進捗に甚大な影響を及ぼすものであり、応募にあたっては事業の実現性について慎重に検討をお願いします。

5 整備事業者の選定方法及び審査基準

以下の方法により整備事業者を選定します。

(1) 書面審査

概 要	指定された期日までに、①～⑬までの事前審査申請書等の提出書類全てを提出された事業者について、提出された書面及び事業者への面接による審査を実施します。
審 査 基 準	ア 法人の理念、基本方針 イ 法人・代表者等の実績 ウ 事業所の趣旨、運営理念、関係法令の理解 エ 認知症介護に関する理解・経験 オ 地域住民や家族との連携 カ 職員確保や質の向上 キ 非常災害対策・事故対策・苦情処理・衛生管理体制 ク 事業所設置予定地の選定理由・周辺環境 ケ 施設設計内容 コ 資金計画 サ 他介護サービス等事業所の併設 シ その他必要と認める事項

(2) 選定の流れ

- ① 書面審査を経て、一定水準を超えた応募者から募集数の範囲内で「指定候補事業者」を選定します。
- ② 「中新川広域行政事務組合地域密着型サービス運営委員会」の意見を聴取し、「指定候補事業者」を決定します。
- ③ 選定結果については、応募したすべての事業者に文書により通知します。なお、選定事業者名をホームページで公表します。

6 選定事業者による地元説明会等の開催について

選定された事業者は、選定通知の受領後、地域住民（関係自治会等）に対し、事業内容、工事計画等必要な事項について、説明会を開催してください。

説明会開催後、議事録及び関係自治会長の同意書を中新川広域行政事務組合に提出していただきます。

7 公募から開設までの想定スケジュール

※審査以降のスケジュールは前後することがあります。

平成 28 年 6 月 20 日 ～ 平成 28 年 6 月 30 日	審査申込書等提出期間
平成 28 年 7 月上旬～	選定に係る審査（書面・面接）
7 月下旬	指定候補者審査委員会で選定し、地域密着型サービス等運営委員会等へ意見徴収ののち候補事業者を決定
	選定事業者による地元最終説明会
	着工
指定前月の 1 日まで	法による指定申請書提出
指定前月の 20 日頃	現地確認
毎月 1 日（原則）	法による指定
平成 30 年 3 月下旬まで	工事完了、組合の完成検査

8 施設整備費に係る補助金等について

地域密着型介護サービスを積極的に整備するための補助制度等については、開設を予定する町村の福祉担当課とご協議ください（国、県等への補助申請手続きは、町村が窓口となっているため）。当該補助金は、単年度のみ措置が見込まれるため、当該整備に係る開発許可、建築確認等の許可等に要する期間を考慮し、工事期間等に留意してください。

9 提出書類の作成要領

(1) 全般的な留意事項

○提出資料の作成にあたっては、5 に掲げた審査基準を参考に、説明が必要な書類については、なるべく詳細かつ具体的に記載してください。

○ワード又はエクセルで定められた様式については、原則として当該様式を用いてください。内容が同一である場合、同様の様式を応募者側で作成してもかまいません。行数が不足する場合は、適宜追加してください。また、必要に応じて、説明文に加えて、フローチャート等の図を貼り付け、または別途添付により補足する等により、説明資料としていただいても結構です。ただし、説明に替えて、マニュアルや参考書等の一部を添付する等の方法は認められません。

(2) 提出書類等作成上の注意事項について

- ① 事前審査申請書（様式第 1 号）
 - ・必要事項をすべて記載してください。
 - ・表中の担当者名、住所、電話番号、FAX 欄には、問い合わせが必要になった場合に連絡がとれる方の氏名等を記載してください。
- ② 開設提案書（様式第 2 号）
 - ・選定基準を踏まえ、詳細かつ具体的に記載してください。
- ③ 事業運営書（様式第 3 号）
 - ・選定基準を踏まえ、詳細かつ具体的に記載してください。
- ④ 法人代表等誓約書（様式第 4 号）
 - ・法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第 4 号）
- ⑤ 同意状況一覧表（様式第 5 号）
 - ・本事業の実施にあたり、地域住民等との連携及び協力は不可欠な事項であるため、事業計画提出にあたっては、地元へ説明を行いその結果及び状況について所定の書式で提出してください。
 - ・地元説明に当たっては、「公募に応募し、事業候補者として選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある。」旨を資料等に記載するなど、十分注意して行ってください。
- ⑥ 実施予定事業の計画について（別紙 5 の使用可）
 - ・実施を予定する事業計画を添付してください。
- ⑦ 定款又は寄付行為については最新のもの、法人登記簿謄本は提出日の前 3 カ月以内に取得したものを提出してください
- ⑧ 法人概要について（任意）
 - ・「②事業者の基本事項」については、参考様式 1 及び 2 をご利用ください。
- ⑨ 予定事業所の基本設計図面（位置図、施設配置図、各階平面図、立面図、現況写真等）について（任意）
 - ・土地建物に係る法令規制については、必ず応募者の責任において関

係機関に問い合わせてください。

- ・設置予定場所及び周辺の写真は、可能な限り複数方角からデジタルカメラ等で撮影(画像の加工不可)し、A4用紙に貼り付け、使用エリアについてマーカーで明示する等、わかりやすい写真としてください。

⑩ 施行計画（事業所開設までのスケジュール）について（任意）

- ・土地建物に係る法令規制がある場合、当該解除に係るスケジュールも併せて記載してください。

⑪ 資金計画書について（任意）

- ・事業開設に係る総事業費、財源内訳等を明らかにしてください。また、必要に応じ、預金残高証明書、贈与確約書等の書類を添付してください。
- ・融資見込証明書の添付が困難な場合、金融機関名、担当者連絡先を明記した相談経過書等を添付してください。
- ・借入金償還計画書を添付してください。

⑫ 法人決算書及び決算付属書一式について

- ・それぞれ直近のものを提出してください。

10 注意事項

- 本公募において1法人（資本関係等が同一の法人含む）が応募できる計画は1計画に限るものとします。
- 立地については、地域密着型サービスの趣旨に鑑み、家族や地域との交流が確保される程度の住宅地を原則とします。